

公益財団法人真庭スポーツ振興財団役員及び評議員 の報酬、費用並びに支給の基準に関する規程

令和元年6月26日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人真庭スポーツ振興財団(以下「この法人」という。)定款第14条及び第31条の規定に基づき、評議員、理事及び監事に対する報酬、費用並びに支給の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第11条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、常勤でこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員は事務局長を兼務することができるものとする。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して次の各号に掲げる報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、常勤役員報酬のほか、通勤手当及び賞与を支給することができる。なお、支給日、支給方法、支給基準、月額報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、この法人の職員の例による。
- (2) 常勤役員が事務局長を兼務する場合には、事務局長の職務の対価として職員給与規程により給与等を支給し、常勤役員報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員及び評議員(以下「非常勤役員等」という。)には、職務遂行の対価として、評議員会、理事会、監査等への出席に対する報酬等を出席の都度支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長の報酬額は、理事長報酬表(別表第1)のとおりとする。

2 常勤役員の報酬月額、常勤役員報酬表(別表第2)のとおりとする。

3 非常勤役員等の評議員会、理事会、監査等への出席に支給する報酬の額は、非常勤役

員報酬表（別表第3）のとおりとする。

（報酬等の総額）

第5条 定款第31条に規定する理事及び監事に支給する報酬等の各年度総額は、理事は総額5百万円、監事は総額10万円の範囲内において支給する。

2 評議員の報酬は、定款第14条に規定する各年度総額50万円の範囲内で支給する。

（役員賞与の支給額）

第6条 第3条第1項第1号に規定する役員賞与は、6月と12月にそれぞれ常勤役員報酬月額を基準にこの法人の職員の例により支給する。

（退職慰労金）

第7条 役員、評議員には、退職慰労金は支給しない。

（費用）

第8条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第10条 この規程の改正は、理事会の決議を経たうえで評議員会の決議により行うものとする。

（委任）

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年6月26日から施行する。

2 代表理事の報酬は、令和元年度に限り年額の12分の9に相当する額で支払う。この場合において千円未満は切り捨てるものとする。

3 常勤役員の報酬は、令和元年度に限り7月分から支給するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は公益認定を受けた日から施行する。

(別表第1) 理事長報酬表

区 分	年額
理事長	300,000円

(別表第2) 常勤役員報酬表

月額
200,000円

(別表第3) 非常勤役員報酬表

区 分	日額
常務理事	5,000円
理事	4,500円
監事	4,500円
評議員	4,500円
その他委員	4,500円

- 1 常勤の公職にあるものには支給しない。ただし、正規の勤務時間外の会議等に出席した場合はこの限りでない。